

令和 7 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時

令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 10 時から午前 11 時 45 分まで

2 場 所

葛飾区役所 5 階庁議室

3 出席者

(1) 委 員

宇田川博史委員、石川隆之委員、金子雄一郎委員（全員出席・順不同）

(2) 事務局

今井直紀総務部長、疋田博之契約管財課長ほか契約管財課職員 5 名

4 開会及び報告

(1) 開会

委員長	出席委員は定足数を満たしているため、ただいまから令和 7 年度第 1 回葛飾区入札監視等委員会を開催する。
-----	---

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より、傍聴人はいない旨報告した。

イ 令和 7 年度契約制度の見直しについて

事務局より、令和 7 年度に実施した契約制度の見直しについて報告した。

発言者	質疑内容
A 委員	見直し内容について、既に実施されているとのことだが、条例改正などは行っているのか。
事務局	今回の契約制度の見直しは、関連要綱の改正を行ったものであり、条例改正を要するものではない。
A 委員	区内業者限定入札を拡大しているが、区外業者の指名停止が多いことと関係はあるのか。
事務局	これまで受注可能な区内業者が多数存在するにもかかわらず、区外業者の入札参加を可としていた。他区の入札実施状況

	を見ると、自区内の事業者を優先していることから、本区においても自区内の事業者を最大限活用するために、区内業者限定入札を拡大したものである。区外業者の指名停止が多いことを理由として見直したのではない。
B 委員	施工能力審査型総合評価方式入札の評価方法について、どのような趣旨で見直したのか。
事務局	見直し前は、発注工事の金額や規模にかかわらず、受注した直近 3 件の工事成績点を評価対象としていた。しかし、学校改築や施設の新設工事などの議会の議決を要する大型工事の発注が増えている状況を受け、事業者の施工能力を適正に評価する必要があると考えた。そのため、大型工事の入札については、過去に受注した大型工事の工事成績点を評価することとし、さらに大型工事の受注実績数に応じて加点することとした。大型工事の受注実績がない場合は、これまでどおり直近 3 件の工事成績点を評価するものである。

ウ 令和 6 年度第 2 回委員会議事概要の公表について

事務局より、令和 6 年度第 2 回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

5 議 事

- (1) 令和 6 年度入札契約等執行状況（1 月 1 日～3 月 31 日分）及び令和 7 年度入札契約等執行状況（4 月 1 日～8 月 31 日分）について

事務局より、令和 6 年度（令和 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）の入札及び契約手続の運用状況、及び令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

- (2) 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和 7 年 2 月 7 日から同年 10 月 19 日までの間に実施した 16 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

(3) 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より、令和7年2月7日から同年10月19日までの間に入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

(4) 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より、令和7年2月7日から同年10月19日までの間に低入札価格調査制度を適用した案件1件について報告を行った。
--

発言者	質疑内容
C委員	下請業者との契約状況については確認しているのか。
事務局	事業者のヒアリングにおいて、下請業者との契約状況について確認している。下請金額を圧縮することなく、適正な金額で契約していること確認している。
C委員	契約制度の見直しにより、工事成績点が良好であることを条件として、低入札価格調査を省略することができるということであるが、事業者の経営状況や下請関係を確認しないでも大丈夫か。
事務局	下請業者との関係については、元請事業者は下請法をはじめとする各種法令を遵守していただくことが大前提である。今回の契約制度の見直しは、一部の業種において、予定価格と市場価格が乖離し、事業者が適正に積算しているにもかかわらず低入札価格調査の対象や最低制限価格を下回る入札無効が頻発していることが背景にある。事業者がダンピングして入札をしているというよりは、区の予定価格の設定に課題があると考えている。そのため、低入札価格調査の省略と合わせて、一部の業種について、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定基準を見直した。 なお、低入札価格調査を省略する場合としては、これまでに低入札価格調査を受けて落札者となった実績があり、かつ工事成績点が良好な事業者に限ることとしている。

C委員	工事の入札全般で低入札価格調査が多く発生しているという状況ではないということだが、低入札価格調査が増加した場合は、予定価格の設定や調査制度の運用方法の見直しを検討すべきと考える。
事務局	入札状況の変化に応じて見直しを考えていきたい。
A委員	これまでに低入札価格調査に該当したことがある事業者ということだが、該当した案件の施工状況に問題はなかったか。
事務局	施工現場を確認したことがあるが、特に問題はなかった。
A委員	事業者としては、適正価格で入札しているということであるが、予定価格を見直すといった対応はできないのか。
事務局	工事の予定価格は、積算基準に基づき算出するため、大幅に予定価格を引き下げることはいできない。そのため、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定方法を見直し、事業者が適正に積算して入札したにもかかわらず、低入札価格調査対象となることや、入札無効となることを防ぐこととした。

(5) 抽出審議

令和6年度（令和7年1月1日から同年3月31日までの間）の入札及び契約手続のうち、委託2件（指名競争入札）、令和7年度（令和7年4月1日から同年8月31日までの間）の入札及び契約手続のうち、物品1件とその関連案件1件（制限付一般競争入札）、工事1件（施工能力審査型総合評価一般競争入札）、単価契約（売却を除く）3件（指名競争入札1件、見積競争2件）、長期継続契約（単価契約）1件（指名競争入札）、主管部課契約1件の合計10件について事務局より入札経過等の説明を行った。 なお、今回の審議案件の抽出は、宇田川委員が行った。
--

ア 委託（令和6年度）

番号	案件名	契約方法
No.5202	公共サイン盤面修正設置委託	指名競争入札
No.5322	葛飾区総合庁舎案内・誘導サイン等変更委託	指名競争入札

発言者	質疑内容
B委員	この2案件については、同一事業者が落札し、落札率も低い結果となっている。入札に当たっての指名業者数はどうなっているのか。

事務局	入札経過調書のとおり、No.5202 は5者、No.5322 は3者の指名競争入札を実施した。前年度以前に同様の案件を発注しているが、その際も同じ事業者が落札し、落札率についても同程度であった。
C委員	予定価格はどのように設定しているのか。
事務局	発注に際して主管課が複数者から見積書を徴取し、その見積金額を参考に予定価格を設定している。
C委員	複数者から見積書を徴取すると見積金額に差が生じると思うが、そういった場合はどのように対応しているのか。
事務局	各見積金額を比較した上で、適正と思われる金額で予定価格を設定している。
C委員	予定価格の設定に当たり、見積金額の平均額を採用する、最大金額もしくは最小金額を採用するといった考え方はあるのか。
事務局	区としては、最も有利な条件で契約する必要があることから、最も低い見積金額を参考に予定価格を設定することが多い。
B委員	事業者は最も低い見積金額よりもさらに金額を下げて入札をしなければならないということか。
事務局	そのとおりである。
B委員	過去にも同様の案件を発注しているということだが、サイン看板は、同様のデザインのものを製作しているのか。
事務局	公共サインについては、ガイドラインに基づいて製作・設置しているため、発注時期や設置場所によりデザインが大きく変わるものではない。
B委員	過去に受注した事業者は、製作に必要な型やノウハウを保有しているため、入札においては有利に働くということか。
事務局	サイン製作に限らず、印刷物の契約においても同様のことが考えられる。
A委員	今回の落札結果を踏まえ、次回の入札における予定価格の設定の考え方はあるのか。
事務局	今後も同様の案件を発注することが考えられるが、今回の入札結果を踏まえて予定価格の設定を検討していきたい。

イ 物品（令和7年度）

番号	案件名	契約方法
No.2104	通学路用防犯カメラの購入	制限付一般競争入札
No.2105	（関連案件） 通学路用防犯カメラ等の撤去及び設置委託	制限付一般競争入札

発言者	質疑内容
C委員	発注前に徴取する見積金額に加え、これまでの実績なども踏まえて予定価格を設定しているということだが、今回の入札は落札率が低く、過去の結果が反映されていないということか。
事務局	過去にも同様の案件を発注しているが、そのときも低い落札率であった。主管課では、過去の落札金額を参考にして事業者に見積書の提出を依頼しているが、実際に提出される見積金額は、過去の落札結果が反映されていないものと考えられる。
B委員	見積金額を参考に予定価格を設定しているということだが、見積金額より大幅に安い金額で入札をするといったケースは多いのか。
事務局	そのような傾向がある案件は存在する。
B委員	見積書を提出する事業者は、あえて高い見積金額を提示し、入札の際は金額を下げるということか。
事務局	今般の物価高騰を考えると、見積段階から低い金額を提示すると、入札の時点で金額が折り合わなくなる可能性が考えられる。また、見積段階では、メーカー側から参考価格の提示しか受けられず、入札の段階で実勢価格の提示が受けられることで、見積価格よりも入札価格を下げられるといったことも考えられる。
B委員	見積書を徴取する業者と入札に参加する業者は、重複していないことが望ましいと考える。区内業者限定の入札を実施しているが、見積書を区外業者から徴取することはできないのか。
事務局	見積書の依頼を受けた事業者は、入札に指名されるものと期待する。区外業者に見積を依頼した場合、区内業者限定入札に参加させることができないため、区外業者に見積りを依頼することは難しい。
C委員	落札率が低くなると、予算に余剰が発生することになる。その余剰分については、他の施策や事業の予算に充当しているのか。

事務局	予算は、使途を明確にした上で議会の議決を得ているため、原則として他の用途の経費として使用することはできず、執行残となる。
C委員	限られた予算を有効に活用するためにも、予算額と契約額が大きく乖離しないよう、予算の段階から金額を精査すべきと考える。

ウ 工事（令和7年度）

番号	案件名	契約方法
No.1358	葛飾区亀有文化ホール機械設備改修工事	施工能力審査型総合評価一般競争入札

発言者	質疑内容
A委員	1 者が入札し、1 者が辞退しているが、1 者のみの入札であっても有効に成立するのか。
事務局	入札参加希望者が1 者しかいなかった場合は、入札不成立として再発注となる。本案件は、最低入札参加者数を2 者としており、2 者以上が入札に参加しているため入札が成立している、そのため、1 者だけが入札を行った場合であっても、有効である。
A委員	2 者の入札参加で成立するということであるが、入札を成立させるために入札する意思のない者が入札に参加しているということはないか。
事務局	入札参加申込に係る事業者の負担を考えると、入札する意思のない者が入札に参加しているとは考えていない。入札参加者数が少ないのは、入札参加資格を有する区内業者が増えていないことが要因の一つとして考えられる。本案件の事業者は、予定価格内で工事を実施することができないとの理由で入札を辞退したとのことであった。競争性を高めるために多くの区内業者に入札参加していただきたいが、工事業者数は減少している。また、本案件に限らず、物価高騰の影響もあり、工事に係る入札の落札率は高い傾向にある。
B委員	施工能力審査型総合評価方式の入札は、落札率が高いように感じられる。競争性が低下しているのではないか。
事務局	施工能力審査型総合評価方式入札は、価格だけでなく工事成績点や地域貢献度などの施工能力評価点を加味して点数化し、

	落札者を決定するものである。そのため、施工能力評価点が低い事業者は、入札価格を下げなければ総合点が上がらず落札することができない。一方、施工能力評価点の高い事業者は、入札価格を無理に下げて総合点を上積みする必要がない。そのため、落札率が高い案件は、施工能力評価点が高い事業者が落札している。また、予定価格は東京都の積算基準に基づき設定しているが、その積算基準の見直しが価格高騰に追い付いておらず、予定価格内での工事実施が難しいとの意見もあり、落札率が高くなるものと考えている。
C 委員	入札価格が予定価格を超えた場合は、どのように取り扱うのか。
事務局	予定価格を超える金額で入札した場合、入札無効として取り扱うが、予定価格を事前公表しているため、予定価格内で入札できない事業者は入札を辞退することもある。
A 委員	空調工事と給排水衛生工事の2つの工事を合わせて発注しているが、これらを分離して発注することはないのか。
事務局	空調工事と給排水衛生工事を分けて発注する場合もある。改修工事においては、空調工事と給排水衛生工事の割合が同程度であれば分離発注する。
C 委員	実勢価格と予定価格が乖離していると入札不落になると考えられるが、区における入札不落の状況はどうなっているのか。
事務局	本区でも入札不落は発生している。周辺区でも入札不落が多く発生し、特に学校改築事業に大幅な遅れが生じている区もある。
C 委員	東京都の積算基準に基づいて予定価格を設定しているとのことであるが、必ず都の積算基準を用いなければならないのか。
事務局	積算基準が大前提となっており、その基準を用いないとなると予定価格の根拠が失われてしまう。
B 委員	施工能力審査型総合評価方式の入札を行う工事は、一定水準の施工能力を事業者に求めることから、施工が難しい工事や大型工事が対象となる。そのため、通常の入札よりも競争性が求められる。
事務局	総合評価方式入札の仕組みや、今般の工事価格の高騰などの理由により落札率が高くなっているものと考えているが、競争性の確保については、引き続き検討していきたい。

エ 単価契約（令和7年度）

番号	案件名	契約方法
No.121	密集事業用地補償総合技術業務委託（単価契約）	指名競争入札

発言者	質疑内容
B 委員	この業務委託は、内訳明細書に記載の内容を実施してもらうということか。
事務局	そのとおりである。 なお、本案件は新規案件ではなく、これまでも実施しているものである。
B 委員	補償内容の説明を区職員が行う場合と外部委託の事業者が行う場合があると思うが、その区別はどうなっているのか。
事務局	都市計画道路の整備といった法律に基づく用地買収などは外部委託としている。買収箇所の個別の事情に応じて説明する必要がある場合は、区の職員が行っている。
A 委員	履行期間は2年間となっているが、中間時点で契約金額を一部支払うということはあるのか。
事務局	本案件は単価契約であり、実績分を半年ごとに支払うこととしている。
A 委員	仕様書に自動車利用に関する項目が記載されているが、この項目の必要性は何か。
事務局	自動車利用に関する項目は、東京都から契約時における環境により良い自動車の利用に関する要請があり、本区の契約全てに記載している。

番号	案件名	契約方法
No.463	舗装・L形等修繕 東北地区（単価契約）	随意契約（見積競争）
No.466	舗装・L形等修繕 西北B地区（単価契約）	随意契約（見積競争）

発言者	質疑内容
A 委員	履行期間が1年間となっているが、事業者は仕様書に記載の業務内容を履行期間内に実施すればよいということか。また、同じ事業者が受注しているが、履行が可能なものなのか。
事務局	本業務は、道路に発生する不具合箇所を速やかに修繕するため、1年間の契約をするものである。修繕が必要な箇所をその都度、区が事業者に指示し、速やかに対応していくものであ

	る。業務内容、業務量を見ても同一事業者が契約を2件受注することは可能であると考えている。
C委員	随意契約としている理由は何か。
事務局	見積金額を事業者に提示していただき、最も安い見積金額を提示していただいた事業者と、一つ一つの単価を調整して契約するため、入札ではなく見積競争による随意契約としている。
C委員	入札ができない理由はあるのか。
事務局	本件は、単価一つ一つを積算基準から算出しており、全ての項目について、決定単価が予定単価を上回ることがないように調整しなければならない。入札とした場合は、入札価格で契約することとなり、単価調整ができなくなるため、見積競争による随意契約の扱いとしている。
C委員	予定価格に対する決定金額の割合を見ると、入札であれば低入札価格調査に該当するようなものとなっており、施工の品質は確保できるのか。
事務局	契約金額総額ではなく、一つ一つの単価項目の金額を確認している。単価項目によっては、区が設定した予定単価より事業者の見積価格が大幅に安くなっているものもある。区が設定した予定単価を上回っている項目について、見積価格の引下げを調整するものである。履行方法の簡略化や使用資材の品質を下げることを認めるものではない。
B委員	区を5地区に区分して発注しているが、地区によって決定単価が異なると公平性が損なわれるために単価調整を行うということか。
事務局	予定単価については、5地区全て統一価格となっている。見積競争の結果、事業者の見積単価が予定単価を超えている項目について、予定単価内に収まるように調整している。5地区の決定単価を全て揃える目的ではない。
B委員	調整の結果、事業者によって決定単価は異なるということか。
事務局	そのとおりである。

オ 長期継続契約

番号	案件名	契約方法
No.446	区立保育園複合機の借り上げ（長期継続契約・単価契約）	指名競争入札

発言者	質疑内容
B 委員	本件は複合機の借上契約であるが、トナーなどの消耗品の交換や保守は別契約となっているのか。
事務局	本件には、消耗品の供給と保守点検が含まれており、受注者が行うこととなっている。
B 委員	入札に参加している事業者は、大手のリース会社が多いように見受けられる。しかし、大手のリース会社であっても入札を辞退しているが、何か理由はあるのか。
事務局	辞退理由としては、会社の都合により辞退するといったものが多く、明確な理由は示されていない。
A 委員	「ミスコピーやテストコピー等は、使用枚数から除外する」とあるが、正確にカウントすることは可能なのか。
事務局	複合機に使用枚数をカウントする機能が備わっており、ミスコピーやテストコピーはカウントされないものと思われる。そして、事業者がカウンターを確認し、使用実績に基づき契約代金を支払っている。
A 委員	「受注者は、一般動産保険に加入すること。」とあるが、保険料は、使用者である区が負担するということか。
事務局	保険料については、受注者が負担することとなる。
B 委員	2 番手の入札価格についても、予定価格より大幅に安い金額となっている。予定価格の設定は適正であったのか。
事務局	予定価格の設定に当たっては、発注前に主管課が徴取する見積金額を参考にしている。

カ 主管部課契約

番号	案件名
No.20491	葛飾小学校ほか 8 校水泳指導補助等業務委託（単価契約）

発言者	質疑内容
B 委員	業務委託の内容として、高度な専門性が求められるものではないが、入札ではなく随意契約とした理由は何か。
事務局	猛暑による熱中症対策など、学校にある屋外プールでの授業実施が厳しくなっていることや、教師の負担軽減の観点から、民間スポーツクラブの屋内プールでの授業を実施している。学校外での授業実施となり、移動時間の制約があることから、学

	校から近い民間スポーツクラブと随意契約をしているものである。
B 委員	民間スポーツクラブの数も増えているため、入札を実施することも可能ではないか。
事務局	一般利用の営業も行いながら、学校の授業としての利用を受け入れてもらっている。そのため、それぞれの民間スポーツクラブのプールの規模や受け入れの可否を確認した上で契約している。
C 委員	事業者を受入可能か確認した上で契約をしているということだが、実際に問題なく実施できているのか。
事務局	問題なく実施できている。今年度は 25 校で実施しており、今後も実施校を増やしていく予定である。しかし、民間スポーツクラブだけでは十分な受け入れを確保することが難しいため、区の温水プールも活用している。
A 委員	民間スポーツクラブまでの児童の送迎は、本契約に含まれているのか。
事務局	民間スポーツクラブまでの移動について、別途契約によりバスの借上げを行い、児童の送迎を行っている。
A 委員	民間スポーツクラブで水泳授業を実施することにより、教師の負担が増えることはないか。
事務局	水泳授業の内容が大幅に変わるものではないため、大きな負担増は発生していない。
A 委員	移動時に事故が発生した場合の対応はどうなっているのか。
事務局	児童の移動については、別途契約でバスの借上げを行っている。その契約の中で保険対応することとなる。
B 委員	契約金額は、1 シーズン分となっているのか。また、8 校の屋外プールを維持する場合よりも費用対効果は高いのか。
事務局	水泳授業を民間スポーツクラブで実施するために係る経費は、屋外プールを維持するよりも安価であるとは必ずしも言い切れないが、天候の影響を受けずに計画どおりに授業を進めることができるだけでなく、熱中症対策の面でより安全な水泳授業を実施することができるものと考えられる。

(6) 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

- (7) 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

- (8) 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。 ※ 令和7年度（令和7年9月末現在） 26件
--

発言者	質疑内容
C委員	改善点として、「工事主管課において業者見積を再精査した」とあるが、専門員からの指摘を受けて行ったものか。
事務局	そのとおりである。
C委員	減額した金額が記載されているが、この減額は見積を再精査した結果ということか。
事務局	見積の再精査をはじめ、他の指摘事項を改善した結果の減額の記載となっている。
B委員	審査の結果による金額の変更と入札における金額は、どのような関係になっているのか。
事務局	専門員審査は、起工前に実施しているものである。審査の結果を踏まえて積算金額を修正し、修正した積算金額を予定価格として入札を実施している。